

# 多摩ニュータウン環境組合における 女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年 3月31日

多摩ニュータウン環境組合  
管理者 阿部 裕行

多摩ニュータウン環境組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、多摩ニュータウン環境組合が策定する特定事業主行動計画です。

## 1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

## 2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

多摩ニュータウン環境組合では、女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を、庁内会議体を通じ、継続的に行います。

## 3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行いました。課題分析の結果、平成32年度までの目標値を、次のとおり設定します。

### 目標1

男性職員の子の看護休暇取得率を50%以上にすることを目指します。

### 目標2

年次有給休暇の取得率（当該年度付与日数20日に対する取得率）を70%以上にすることを目指します。

## 4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標の達成に向け、平成28年度から、次に掲げる取組を実施、または強化します。

### 取組 1

男性職員の子の看護休暇取得の促進に向けて、管理職は常に注意を払い、子の看護休暇付与者に業務が集中しないよう複数担当制を取る等組織体制を整えます。また、日頃から子の看護休暇が取得しやすい職場づくりに努めます。

### 取組 2

管理職は、職員に対して年次有給休暇取得の声掛けをしたり、管理職が年次有給休暇を積極的に取得する等、年次有給休暇を取得しやすい職場の雰囲気づくりをするとともに、年次有給休暇の取得状況を確認し、取得状況が低調な職員に対し取得計画を確認する等、年次有給休暇の取得の推進を行います。